

2025年度「お試しテレワーク体験事業」募集要領

静岡市総合政策局企画課

1. 事業概要

本市は、テレワーカー移住の促進を目的として、本市への移住等を検討している首都圏在住の首都圏企業社員等を対象とした「お試しテレワーク体験事業（以下「本事業」という。）」を実施します。本事業利用者（以下「利用者」という。）には、本市が連携する市内コワーキングスペース・シェアオフィスをサテライトオフィスとして活用していただき、本市に一定期間滞在しながらテレワークによる業務を行っていただくとともに、本市が実施するヒアリング及びアンケートに御協力いただきます。なお、本事業に参加するにあたり発生する「交通費（新幹線・高速バス代）」、「会場施設利用料」については、本市が一部を負担します。

2. 事業期間

令和7年5月20日（火）～令和8年3月6日（金）

なお、予算の上限に達した場合、上記期間内に募集を終了することがあります。

3. 事業内容

- (1) 本市に滞在し、本市内コワーキング施設でテレワーク勤務を実施
- (2) 本市によるヒアリング・アンケート等への協力
(ヒアリングの際、合わせて、本市への移住等に係る情報提供をさせていただきます。)

4. 参加期間

本事業により本市内に滞在しテレワークによる業務を行っていただく期間は、連続した期間で、最長5日とします。ただし、土、日及び祝日の施設体験料は補助対象外です。

5. 対象

下記（1）～（3）のいずれかに該当する者。

- (1) 本市への移住を検討している首都圏（※1）在住の首都圏企業の社員等または首都圏の個人事業者
- (2) 本市へのサテライトオフィスの設置を検討している首都圏在住の首都圏企業の社員等または首都圏の個人事業者
- (3) 首都圏企業の社員等で、自社の地方移住の取組（※2）により本市への移住を検討するため本事業を利用する者

※1 首都圏：東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県のうち1都3県をいう。

※2 地方移住の取組を確認させていただきます。

6. 実施会場

「別表1（利用可能施設一覧）」のとおり

7. 事業の費用負担

- (1) 本事業に係る費用は、下記の項目について「別表 2（費用負担上限額）」で定める上限の範囲内で本市が負担します。
 - (ア) 本市内の「会場施設利用料」
 - (イ) 「交通費（新幹線・高速バス代）」
- (2) 「別表 2」の上限を超える分については、利用者にて御負担ください。
- (3) 本事業に係る「会場施設利用料」の本市負担分は、本市が施設に直接支払います。
- (4) 「交通費（新幹線・高速バス代）」は、本市が利用者の金融機関口座に振り込みます。本事業利用後、2 週間以内に口座振込依頼書、口座情報が確認できるもの（通帳の写し等）及び費用の内訳が分かる書類（交通費に係る領収書の写し等）を本市に御提出ください。御提出いただけない場合は、費用の振り込みが出来かねます。なお、振込先を法人口座とする場合は、所定の委任状を御提出いただきます。
- (5) 費用負担について疑義が生じた場合は、本市と利用者協議の上決定させていただきます。

8. 募集期間

令和 7 年 5 月 20 日（火）から予算の上限に達するまで

9. 申込方法

- (1) 利用を希望する場合は、利用希望日の原則 3 週間前までにホームページ等に掲載している電子フォームから利用申込を行ってください。電子フォームでは、希望する利用日時、利用施設、利用内容、知りたい移住関係情報等を御記入いただきます。
- (2) 本市より、当日のご案内についてメールを送付します。当日はお気をつけてお越しください。

なお、申込後に利用者等の変更があった場合は、速やかにメールにて御連絡ください。利用申込後の変更については、人数及び日時の変更は利用 1 週間前まで、利用施設の変更については、利用 2 営業日前までに御連絡ください。それ以後の変更については、原則お受けいたしかねますので、御了承ください。

10. 利用企業等の決定

申込後、先着順により利用者を受け付けします。（申込状況により、利用日時、利用人数を変更・調整していただく場合や、利用をお断りする場合があります。）

11. 留意事項

- (1) 本事業は、原則おひとりさま 1 回のみ利用となります。（過年度に利用されている方については、原則利用をお断りさせていただきます。）
- (2) 1 回の体験で御利用いただける人数の上限は、原則 4 名までとさせていただきます。
- (3) 利用期間中は、原則毎日コワーキング施設でテレワークをしていただくことが利用条件となります。
- (4) 本市他事業（例：お試し住宅）と併用しての御利用は、原則お断りいたします。
- (5) 宿泊費と交通費がセットになっている民間事業者のプラン等を使用する場合は、プラン内の宿泊費と

交通費を明確に区別しそれぞれ明示してください。明確な区別・明示ができない場合は、交通費のお支払いができない場合がありますので御承知おきください。

- (6) 本事業の負担対象は、本事業の利用者のみとなります。それ以外の随行者（例：御家族など）については、対象外となります。

12. 問合せ

静岡市 総合政策局 企画課 移住・SDGs 推進係（静岡市葵区追手町 5 番 1 号）

メール：kikaku@city.shizuoka.lg.jp

電話：054-221-1022、1240

【別表 1】

利用可能施設一覧

施設名	所在地	WEB サイト	QR コード
LINK	葵区紺屋町 8-12	http://orangehouse-link.com	
リージャス静岡葵タワー	葵区紺屋町 17-1 葵タワー 1F	https://www.regus-office.jp/area-serch/shziuoka-city/shizuoka-aoi-tower/	
静岡シェアオフィス	葵区御幸町 11-8	http://share.csa-re.co.jp	
ビズコンフォート静岡	葵区伝馬町 1-2	https://bizcomfort.jp/shizuokaken/shizuoka.html	
= O D E N	葵区鷹匠 2-8-10	https://oden.shizutetsu.net/	
コテラス七間町	葵区七間町 7-8	http://coterrace.com	
いちぼし堂	葵区安東 1-6-29	https://ichiboshido.com	
しずおか焼津信用金庫 静岡相談プラザ	葵区鷹匠 3-23-6	https://www.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/corporation/consult_plaza/	
3D Lab. Hitoyado base	葵区七間町 19-1 人 宿町離宮 2B	https://reskill3d.com/	
PORTO Mochimune	駿河区用宗 3-9-27	https://porto.mochimune.net	
SHIMIZU CROSS (シミズクロス)	清水区真砂町 5-22	https://www.shimizucross.com/	
コラボレーションスペース Otonoma	清水区三保 1303-3	https://otono.site/otonoma/	
BACKPACKERS HOSTEL 燕之宿	清水区蒲原 3-19-27	https://www.instabase.jp/space/1320904748	

【別表 2】

費用負担上限額

参加者 1 名当たりの上限額

会場施設利用料	交通費（新幹線・高速バス代）
1,650円/日	12,000円

※ 注 1 会場施設使用料について

- 会場施設使用料は、コワーキングスペースのフリースペースの使用に係る費用です。費用負担上限額を超える額やフリースペース以外の使用料については、利用者が、直接施設にお支払いください。
- 会場施設については市が予約し、施設の利用確認後に市が費用負担上限額内の使用料を直接施設へ支払います。
- テレワークを実施するのに必要な物（PC、ケーブルやその他周辺機器等）については、御自身で準備いただく必要があります。
- 会議室、テレカンルームや個室の利用を御希望の方は、御自身で調達してください（市で調達、調整はしません）。

※ 注 2 交通費について

- 交通費は、静岡（JR 静岡駅・静鉄新静岡駅）発着の往復の新幹線及び高速バス代が対象です。指定席の利用等、費用負担上限額を超える利用も可能ですが、本市支払額は 12,000 円までとなります。
- 静岡駅以外（例：新富士駅や三島駅など）で降車、乗車される新幹線代については、本事業の対象外となります。